

苫小牧工業高等専門学校入学試験委員会規程

規則第10号

制 定	昭和43年4月1日
一部改正	昭和52年4月1日
一部改正	平成12年4月1日
一部改正	平成15年4月1日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成19年4月1日
一部改正	平成27年3月10日
一部改正	平成28年1月26日

(設置)

第1条 苫小牧工業高等専門学校に、入学試験の実施及び入学者の選考等に関する事項を審議するため、入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本科及び専攻科学生の募集に関する事項
- 二 本科及び専攻科入学者選抜試験の実施に関する事項
- 三 本科及び専攻科入学者の選考に関する事項
- 四 その他本科及び専攻科入学者選抜に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
 - 二 副校長（教務主事）
 - 三 教務主事補
 - 四 各系長
 - 五 事務部長
 - 六 学生課長
 - 七 その他校長が指名した者
- 2 専攻科に関する事項について審議する場合は、副校長（専攻科長）を委員として加える。

(任期)

第4条 前条第1項第七号に掲げる委員は、校長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が不在のときは、副校長（教務主事）がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（委員会の事務）

第7条 委員会の事務は、学生課において処理する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。